

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	(学法) 大洲学園
事業者の所在地	〒426-0051 静岡県藤枝市大洲 2-27-13
事業者の連絡先	TEL 054-635-1591
代表者氏名	理事長 松永幹也

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	大洲こども園							
所在地	静岡県藤枝市大洲 2-27-13							
連絡先	(電話番号) 054-635-1591 (FAX番号) 054-637-2637							
施設長氏名	園長 小原志信							
開設年月日	平成30年4月1日							
利用定員		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号認定児				47	35	35	117
	2号認定児				20	20	20	60
	3号認定児	6	12	12				30
	合計	6	12	12	67	55	55	207
当園の基本理念・方針	<p>「大洲こども園は、心の土台づくりをめざします。」</p> <p>○乳幼児期の時代は心の土台を育てるのに最適な時期です。心の土台とは「やる気・元気・やさしさ・自信・興味等」前向きな人間になるための基本的な心のことです。この時期に心の土台を伸ばした子どもは将来良い影響を及ぼすことがわかってきています。大洲こども園は、「心の土台（非認知能力）とは何か?」「どうして育てていくのか?」に職員一同でチャレンジしていく園です。</p>							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	4,985.12 m ²
	園庭	971.00 m ²
園舎	構造	S B 造、R C 造 2階建
	延べ	1,918.9 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	10室	
一時預かり室	0室	
預かり保育室	1室	
調乳室	1室	
給食室	1室	
遊戯室（2階ホール）	1室	
職員室・事務室・会議室	3室	

(5) 職員体制（令和6年4月1日現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	0人	
副園長	1人	1人	0人	
主幹保育教諭	2人	2人	0人	
保育教諭	14人	14人	0人	
事務員	2人	2人	0人	
講師・補助	10人	1人	9人	
預かり保育教諭他	12人	0人	12人	
給食外部業者(ウエルビー)	6人	1人	5人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前 8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝：
		夕：午後6時00分～午後7時00分
	保育短時間	朝：午前7時00分～午前8時30分
		夕：午後4時30分～午後7時00分

開所時間	月～金曜日	午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分
	土曜日	午前 7 時 30 分～午後 5 時 00 分
休業日	日曜日・祝日・休園日	
	年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）	

（7）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	保育充実費 （教材費・施設費等）	（毎月）	(1,2号児)2500円 (3号児)3000円
	給食代(1号児)・(2号児)	（毎月）	4750円・7400円
	保護者会費・アルバム代	（毎月）	500円・250円
	月刊誌 *アルバム代・月刊誌代は幼児部のみ	（毎月）	370円～480円
その他	入園金	（幼児部入園時）	30000円

（8）提供する特定教育・保育の内容

1 「愛情あふれる園」を園の一番の基盤にしています。

大洲こども園は、「子どもたちに愛情を示していく」「子どもたちをかわいがる」ことを大切にします。それにより子どもたちの心が落ち着くからです。子どもの心が落ち着いて、その上で、より良い教育保育に向かうことができると考えています。

2 「楽しい園」「安心できる園」「集団を学ぶ園」の3つの園の姿をめざします。

この3つの園の姿を基にして、「明るく 楽しく 元気よく」の教育目標と、「心の土台づくり」の教育方針を目指します。

また、「今日も大洲こども園へ行って楽しかった。また明日も元気よく行こう！」と思われる園にしたいと努力していきます。

3 園全体で、心の土台づくりをめざします。

①大洲こども園では、心の土台を以下の4つの領域で考えていきます。

- i 心づくり（前向きな気持ち・意欲・自主性・協調性・やさしさ・がんばろうとする力等）
- ii やったーづくり（できるようになった・わかった・気づいた等）
- iii 考えづくり（感じる・考える・試す・工夫する・表現する等）
- iv からだづくり（運動をして体を丈夫にする、継続して運動をする等）

②この4つの領域を視点に、園での活動の中で「心の土台につながる芽がどこにあるのか」を考えながら教育保育を進めていきます。

③この心の土台づくりのために、毎日の保育の時間を大切にしていきます。また、「毎日の生活」や「行事」・「あそびーな」も充実させていきます。

4 「体育あそび」「水泳教室」「リズム遊び」を進め、からだづくりに一層力を入れていきます。

5 園外の教材を利用したの保育を充実させます。

園内だけでなく、「大洲地域」「市内」「志太地区内」の自然や施設を使つての保育に取り組みます。園バスを使つての移動により、広範囲における自然や施設を利用したのより良い教材に出会い、より楽しくより実のある保育を実践します。

(9) 年間行事予定 (主なもの)

月	行事内容
4月	お誕生会 (毎月月末に実施)、防災訓練 (月1度の実施)
	蓮華寺さんぽ (年長・年中)、体育あそび・クラブ開始
5月	大洲プール開始 (年長・年中・年少)、交通教室 (年長)
6月	保護者紙面総会、保育参観 (年長・年中・年少)、さつまいも苗植え
	緊急対応引き渡し訓練、内科検診、歯科検診、保育参加 (いちご、めろん、~9月)
7月	夏まつり (親子で参加)、花火講習、七夕かざり
9月	
10月	幼児部園外保育、ハロウィン
11月	運動会、もちつき、幼児部遠足
12月	クリスマス会
1月	
2月	幼児部発表会、豆まき、交通教室 (年長)、
3月	入園準備説明会、卒園遠足、ひなまつり、おわかれ会、保護者園整備

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定 (保育認定)】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	① 2号・3号認定に該当しなくなったとき (卒園を含む) ② 保護者から退園の申出があったとき ③ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ④ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	① 入園に際し、希望保護者に対し入園説明会を実施し、本園の概要・教育保育内容・利用者負担額等の説明を聞いていただき入園とする。 ② 1号認定の園児数が定員を上回る場合は、抽選を行う。 ③ 2号、3号認定の利用者については、藤枝市児童課が利用調整を行う。

(1 1) 嘱託医

医療機関の名称	小林小児科医院
医院長名	小林正明
所在地	藤枝市前島 1 - 1 4 - 2 1
電話番号	0 5 4 - 6 3 5 - 2 6 2 0

(1 2) 嘱託歯科医

医療機関の名称	岡歯科医院
医院長名	岡 惠一郎
所在地	藤枝市大洲 4 - 1 4 - 1 0
電話番号	0 5 4 - 6 3 5 - 5 1 4 1

(1 3) 緊急時における対応方法

- ・園としての防災防犯マニュアルを設定し、5月初めに全保護者に配信した。
- ・防災防犯マニュアルの中に、「地震注意情報が発令された場合」「震度5以上の地震が発生した場合」「風水害の危険が予想される場合」「不審者等の被害が予想される場合」などの具体的対応方針を示す。

【管轄する消防署】

消防署名	藤枝消防署
所在地	藤枝市稲川 2 0 0 - 1
電話番号	0 5 4 - 6 4 1 - 5 0 0 0

【管轄する警察署】

警察署名	藤枝警察署
所在地	藤枝市緑町 1 - 3 - 5
電話番号	0 5 4 - 6 4 1 - 0 1 1 0

(14) 非常災害対策

防火管理者	河原茂樹
消防計画届出年月日	令和6年4月1日
避難訓練	年12回
防災設備点検	年12回
避難場所	園庭、南グラウンド、園舎2階
緊急時の連絡手段	保護者一斉メール配信

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者 ・苦情解決者	八木優子(主幹) 佐藤浩恵(主幹) 久保田さおり(事務主任) 河原茂樹(副園長) 小原志信(園長)
第三者委員	有ヶ谷寛(地区民生委員)
	浅賀貴子(地区主任児童委員)

【要望・苦情等への対応方法】

- ・園として、意見相談窓口を継続し、「意見相談窓口要綱」を作り、本資料と同日に配布する。
- ・意見相談窓口の意見箱については、事務室前玄関となかよしルームに設置した。
- ・第三者委員についても別紙意見相談窓口要綱の中に第三者委員の連絡先を記入した。

(16) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	JK保険(園総合補償制度) 加入園賠償責任保険
保険の内容	身体1名2億円、1事故8億円、財物1000万円
保険金額	保険料合計31,110円

(17) 個人情報の取り扱い

- ・年度初めに「子どもの写真利用の承諾」の通知を配布した。それにより、園児の写真公開の制限を知らせ、その承諾をいただく。
- ・また、併せて、保護者の写真撮影等について、SNSへの流出の注意をさせていただいた。
- ・職員研修によって、個人情報保護についての徹底を図る。具体的には、園児・家庭・職員・

園内の情報について、自由に外部へ出さないこと・外部へ出す必要がある時は事前に園と相談の上行うことを徹底している。

(18) 虐待防止のための措置に関する事項

事業所の従業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしません。

① 虐待の防止に関する責任者を選任します。

虐待防止に関する責任者	園長 小原 志信
-------------	----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決の体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施していきます。

(19) その他保護者に説明すべき事項

1 園児の安全の強化

- ・ 幼児部の2階教室において、まどの開きの際にストッパーをつけ、開きを15cmほどにした。これは万が一の園児の転落の防止のために行った。
- ・ 園庭の鉄棒の下や総合遊具うんていの下に、全天候型のマットを設置した。万が一、鉄棒やうんていから落ちた場合でも、常時マットがあることによって、園児の身体が守られるようにした。
- ・ 南園舎外階段の手すりをオレンジ色にした。これにより手すりの存在をわかりやすくした。また、階段踊り場の手すり部分に園児が乗って身体を乗り出すことがあったので、その部分の手すりを撤去した。

2 ホームページの充実を目指す

- ・ 本年度からホームページに園内の動画を公開できるようにした。また、ダイアリーの写真公開の頻度も高めるようにした。動画の公開や写真の頻度を上げることにより、子どもたちや園の活動の様子を保護者に、わかりやすく伝えたいと考えている。

3 保育参加の実施

- ・ 本年度の幼児部において、新たな試みとして保育参加を実施する予定です。これは、保護者が、子どもの横について保育の活動を一緒に進めていただくものです。これにより、園の様子を保護者に知っていただく機会を増やすことになると考えている。

4 トイレの乾式化

- ・ 幼児部2階トイレを乾式化する。今までトイレの床はタイルで水洗いだったが、廊下と同じ床にする（乾式化）ことによって衛生面での向上となる。幼児部1階トイレは、すでに乾式化工事を行っている。

5 職員の働き方改革の推進

- ・ 本年度から職員の働き方改革を推進する。働き方改革を推進することによって、職員の心身や生活の適正を進め、常に安定した心で子どもに向き合いたいと思う。今後、職員の仕事内容・仕事量について検討をしていきます。保護者様には不便になることがあるかもしれませんが、ご協力をお願いいたします。